主 文 本件即時抗告を棄却する。 理 中

ら、これが取消を求めるため本件抗告に及ぶというにある。 よつて、調査するに、一件記録ならびに当裁判所の取寄にかかる被告人Aに対する大阪簡易裁判所昭和五九年(ろ)第四三八号住居侵入、窃盗未遂被告事件の確定記録によれば、次の事実が認められる。

一 被請求人は、昭和五三年六月五日富田林簡易裁判所において、いずれも窃盗罪により、懲役八月及び懲役一〇月の各刑の同時言渡を受けて、右裁判はいずれも同月九日確定し、右懲役一〇月の刑の執行に引続いて、昭和五四年三月一〇日から右懲役八月の刑の執行を受け、同年一一月五日にその刑の執行を受け終つた。

そして、昭和五九年六月一八日天王寺警察署から大阪区検察庁に対し、身柄付きで、右Aに対する窃盗未遂被疑事件が送致され、同検察庁においては、同日被請求人を取調べたうえ、翌一九日被請求人が氏名Aであり、その身上関係の調査結果のとおり、「本籍兵庫県姫路市ab番地、住居c区d町e丁目f番g号h階i号室、職業無職、年令昭和一四年九月九日生(四四歳)として、住居侵入、窃盗未遂事件で大阪簡易裁判所に逮捕中求令状起訴した。

三 同簡易裁判所においては、即日被請求人を右Aとして、右起訴状記載の住居 侵入、窃盗未遂の事実で勾留し、右起訴状謄本は大阪拘置所に在監中の右Aを称す る被請求人に送達された。その後同月二四日右A名義で選任された弁護人から同裁 判所に対し、保釈請求がなされ、同月二八日同裁判所裁判官により、保釈保証金額 を一〇〇万円、制限住居を神戸市 j 区 k 町 l 丁目 m の n B を方として保釈が許可され、被請求人は翌二九日釈放された。右事件の第一回公判期日召喚状は同年七月六日右制限住居のA 宛に送達され、同年九月三日開廷された右事件第一回公判期日に被請求人は出廷し、裁判官の人定質問に対して、住居を右制限住居であるB を方と述べたほかは、起訴状記載のとおり答えて所定の審理が進められ、弁護人の請求により情状証人として、被請求人の雇主であり、身柄引受人でもあるB をの取調べもなされて即日結審し、同月一〇日、被請求人が出廷して開廷された第二回公判期日において、住居侵入、窃盗未遂の事実につき、「被告人を懲役一〇月に処する。この裁判が確定した日から三年間右刑の執行を猶予する」との判決の宣告がなされ、右裁判は、同月二六日確定した。

〈要旨〉以上の事実に基づき検討するに、先ず、被請求人代理人の所論(一)の点 については、原決定中「被請求人の代〈/要旨〉理人の意見について」の説示のとお り、被告人の特定については、起訴状あるいは判決書の表示のみによつてではな く、公訴を提起した検察官の意思や、現実に審理の過程において被告人として行動 し、取扱われた者が誰であるかをも併せ考えて決定すべきであると考えられるとこ ろ、前記大阪簡易裁判所で審理、判決された事件においては、起訴状あるいは判決 の表示のみからすると、Aに対し公訴が提起され、同人に対し判決があつたかのよ うな外観を呈しているものの、前記認定のとおり、同事件において、現実に逮捕、 勾留(その後保釈)され、審理、判決を受けたのは被請求人であることからすれ は、右事件の被告人は被請求人以外の何者でもなく、従つて右判決の効力は当然被請求人に及ぶものというべきであり、このことによつて、法的安定性が害されるとは考えられない。(なお、右Aの氏名を詐称した旨の被告人の供述は、右発覚の端緒であるに過ぎず、右供述のみによつて判決の名宛人を変更するものではない。) 所論指摘の最高裁判所第三小法廷昭和五〇年五月三〇日の決定は、非公開の書面審 理を原則とし、手続の画一化、明確化の要請の強い略式(右事案では特命)手続に 関するもので、事案を異にする本件には適切ではなく、所論は採用することができ ない。また、右A名義の判決の効力を被請求人に及ぼすことが判決の信頼性を著し く失墜させる旨の所論は、その趣旨が必ずしも明らかではないが、これが被請求人 自身の前科前歴、生活状況を参酌しない右判決の量刑は正当でなく、このような判 決の効力を被請求人に及ぼすのは相当でないとの趣旨であるとすれば、原決定も説 示するとおり、右事件の量刑において最も重要と思われる犯行の動機、態様、結果 等については被請求人の行為そのものが、評価の対象とされており、また生活状況 等については被請求人のため情状証人の取調べもなされているほか、前科前歴等に ついて被請求人は、他人の氏名を詐称することにより、本名を名乗るよりもむしろ 有利な資料により右判決を得たものであることが窺え、右判決の効力が被請求人に 及ぶことが被請求人にとつて特に不利益になるとは認められず、また、これが不相 当とも考えられない。右主張は採用の限りではない。

次に、所論(二)の点については、その指摘のとおり、被請求人が昭和五九年六月一六日現行犯人として逮捕された際天王寺警察署において被請求人から指紋を採取していたのであるから、直ちにこれを照合しておれば、被請求人が他人の氏名を冒用していることは容易に判明したであろうが、しかし、前期認定のとおり、被請求人は、かねて前科、身上関係を熟知している知人Aとして振舞い、その供述内容は同警察署の照会回答等とも符号(但し指紋番号の点を除く。)しており、また同

るものといわなければならない。この点についての所論も理由がない。更に、所論(三)の点については、刑法二六条三号の規定は、本来刑の執行猶予の言渡を受ける条件を具備しない欠格者に対し、検察官において、右欠格の事実を覚知せず、従つて裁判所もこれを知らないまま執行猶予の言渡しを取消すことを取後にその欠格者であることが発覚した場合、右執行猶予の言渡しを取消すことを取りたものであつて、右執行猶予の取消は、右判決に内在するものとして予定されていたことが現実化したものというべきであり、あくまで処罰は一回であつて、同一の犯罪について重ねて処罰するものではないのであるから、同法条の規定が、憲法三九条後段に違反するとは考えられない。(最高裁判所昭和三三年二月一〇日、法法決定、同昭和三五年一〇月四日第三小法廷決定参照)。この点についての主張も理由がない。

よつて、本件即時抗告は理由がないので、刑事訴訟法四二六条一項により主文の とおり決定する。

(裁判長裁判官 尾鼻輝次 裁判官 木村幸男 裁判官 近藤道夫)